

岡崎市では、土砂災害の恐れがある空き家の除却に要する費用の一部を補助しています。予算には限りがありますので、補助金の活用を検討される場合はお早めに御相談ください。

「がけ地空き家」とは…

- おおむね1年以上使用されていない「建物、長屋、共同住宅」(＝「空き家」)のうち、下記条件を全て満たすもの。
- ・市街化区域内に所在していること。
 - ・「土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する『土砂災害特別警戒区域』」に所在していること。

対象

土砂災害特別警戒区域
(通称) レッドゾーン

補助の対象（下記条件を全て満たすもの。）

ここをチェック

- ☐ がけ地空き家であること。
 - ☐ 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと。
 - ☐ 所有権以外の権利が設定されていないこと。
(所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者の同意があれば可。所有者が複数存在する場合は、所有者全員の同意が必要。)
 - ☐ 対象空き家の除却について、他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - ☐ 「長屋」又は「共同住宅」の場合は、住戸の全てが使用されていないこと。
 - ☐ 個人が所有する建物であること。
 - ☐ 除却する空き家が「土地区画整理事業区域」又は「都市計画施設区域」にある場合は、当該区域において主管課が管轄する事業により、補助金によって除却されることが決定していないこと。
- ※ 同じ年度中に当該補助金の交付を受けている方は対象外です。

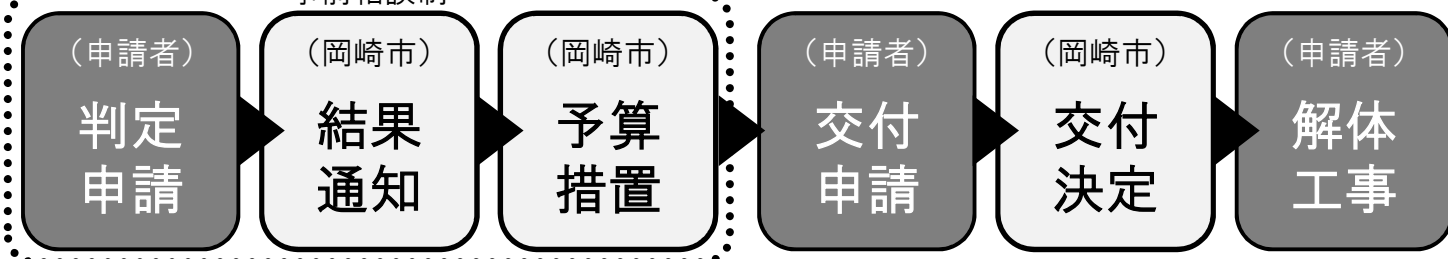
補助金の額

上限120万円 (補助率：1/2) ※1

※1 「(36,000【円/㎡】) × (延べ床面積【㎡】)」又は「補助対象経費の1/2」が補助額の上限に満たない場合は、いずれかの小さい額とします。(＝補助額は上限未達となります。)

補助の申請～解体工事までの流れ

事前相談制



- ・ あらかじめ、判定申請を提出し「補助対象に該当するか否か」の確認及び判定を受けてください。
- ・ 岡崎市による予算措置が完了後、補助金の交付のための申請を行ってください。

注意事項

- ・ 空き家を除却した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・ 空き家の除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に結ぶ必要があります。補助金交付決定より前に空き家をすでに除却等している場合や完了実績報告の期日までに報告がない場合は、補助金を受けることはできません。
- ・ 「申請敷地」は原則更地にする必要があります(「樹木」「周辺に悪影響を及ぼすおそれのある工作物」の撤去を含む)。
- ・ 空き家除却後の跡地の適正管理を行う必要があります。
- ・ 補助の対象事業を実施するに当たり、関係法令等を遵守してください。

申込方法・申請期間等は裏面を御確認ください。

補助対象空き家判定申請

受付：補助金交付申請しようとする日の10開庁日前まで

「補助対象空き家判定申請書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

※予算には限りがありますので、補助金の活用を検討される場合はお早めに御相談ください。

現地調査

申請された空き家について、市職員が外観目視調査の上、「補助対象であるか否か」の判断を実施します。

「補助対象空き家判定結果通知」の送付

申請を受付してから約2週間程度で、「補助対象に該当するか否か」の判定結果を通知します。

岡崎市

補助金交付のための予算措置の実施

申請者

空き家除却事業費補助金交付申請

受付：除却工事に着手する5開庁日前 かつ 令和8年12月28日（月）まで

補助対象に該当する旨の判定結果通知を受けた方は、「空き家除却事業費補助金交付申請書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

「補助金交付決定通知」の送付

申請を受付してから約2週間程度で、「補助金交付決定通知」の判定結果を通知します。

申請者

除却工事の請負契約

空き家の除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に結ぶ必要があります。

除却工事

申請した「空き家除却事業費補助金交付申請書」内容に変更が生じたときは、速やかに住環境政策課へご連絡ください。「変更交付申請書兼変更届」を提出いただく必要があります。除却工事は令和9年1月末頃を目安に業者への支払いも含めて完了してください。

補助事業完了実績報告

受付：工事完了日から30日以内 かつ 令和9年2月15日（月）まで

補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

補助金請求書

「空き家除却事業費補助金請求書」を岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

補助金の支払い

「完了実績報告書」及び「請求書」を受理後、約1か月後に指定の口座へ補助金を振込みます。振り込み予定日については、あらかじめ通知にてお知らせします。

